

### Ⅲ 中央大会関連事項

#### 1 審判資格

- 中央大会に出場するには、審判資格が必須となります。
  - ・ 審判講習会を受講して資格を取得します。
  - ・ 審判資格は、審判講習会を受講し、資格を取得した年から6年間が有効期間です。
  - ・ 審判資格の有効期限は全て3月31日までとなります。
  - ・ 審判資格がない方は、中央大会までに開催される審判講習会を必ず受講して審判資格を取得してください。

#### 2 技術等級

- 中央大会への出場に際し、技術等級の取得が必須になる場合があります。
  - ・ 1度取得すれば生涯継続されます。
  - ・ 一般男女のみが必須の資格です。（一般男女以外は不要）
  - ・ （公財）日本ソフトテニス連盟の技術等級制度規程により取得する必要があります。
  - ・ 検定会での技術等級取得方法もありますが、神奈川県では現在実施していません。（実施が確定したらホームページ等で公開します。）そのため、大会による実績取得のみとなります。
  - ・ 大会による技術等級取得には、その大会の参加ペア数により取得できる等級が異なります。大会により必須等級が異なるので注意してください。
  - ・ 詳細は神奈川県ソフトテニス連盟または日本ソフトテニス連盟のホームページで確認してください。
  - ・ 技術等級の詳細に関する問い合わせは、技術等級担当の大中（090-2323-5740）までご連絡ください。

#### 3 天皇賜杯・皇后賜杯全日本選手権大会に関して

- 2023年度全日本総合ランキング一般男女10位以内のペアは本部推薦となりますが、必ず参加申し込みをしてください。（日連の申込書を確認のこと）
- 今年度の下記の大会で上位に入ったペアは本部推薦となり出場することができます。
  - ・ 全日本社会人選手権大会（一般男女16ペア以内 / 男女35 4ペア以内 / 男女45 2ペア以内）
  - ・ 東日本選手権大会（一般男女8ペア以内）
  - ・ 関東選手権大会（一般男女優勝ペア）
- 神奈川県全日本選手権予選会においてベスト4に入賞した選手は、「大会実績に基づく認定基準」における出場数の条件に関わらずSP級を認定し、全日本選手権への参加が可能となります。

#### 4 国民体育大会ふるさと選手制度について

<国民体育大会ソフトテニス競技実施要項から一部抜粋>

- ①国民体育大会基準要項細則第3項に基づき次のいずれかを拠点とした都道府県から参加できる。
  - ア 居住地を示す現住所
  - イ 勤務地
  - ウ ふるさと
- ②「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- ③「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により登録をしなければならない。（備考欄に入力）
- ④「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

⑤ふるさと選手制度の活用は、原則として1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする

## 5 注意

- 予選会を通過したとしても、審判資格と技術等級を持っていない場合は、中央大会には参加できません。
- 審判資格と技術等級は日連の会員登録一覧で取得されているかの確認ができます。
- 中央大会の情報が入り次第、神奈川県ソフトテニス連盟のホームページでご案内しますが、各自、日本ソフトテニス連盟のホームページなどで、情報を確認しておいてください。